

萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則

令和5年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年萩・長門清掃一部事務組合条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 個人情報の保護に関する手続きについては、萩市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和5年萩市規則第12号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例施行規則（平成22年萩・長門清掃一部事務組合規則第7号）は、廃止する。